

▼争点とその背景

価格カルテルの対象商品が一度も日本国内に入ってきていない場合に、当該価格カルテルは日本の独禁法に違反するといえるか、が問題となった事例。

価格カルテルとは、競争者間で価格の合意をして競争を停止する行為を指す。通常は、そのような合意があれば独禁法2条6項の「不当な取引制限」に該当し3条に違反する。

ところが、対象商品が一度も日本国内に入ってきていない場合は、2条6項の要件を満たさないと考えるべき（2条6項をそう解釈すべき）ではないか、という議論があり得る。

▼本件の背景

本件で価格カルテルの対象となったのは、かつてテレビを製造するのに必須だった「ブラウン管」である。これを購入するテレビ製造業者はこれを「ブラウン管テレビ」に組み立てた。ところが、この事件の行為が行われた平成14年頃には既に、日本では液晶・プラズマなどのテレビが主流であり、ブラウン管テレビはほとんど売られていなかった。

（わずかな数のブラウン管テレビは日本国内に入ってきていたが、違反するという結論を採った公取委・裁判所もこの点は捨象して議論しているので、捨象して考える。）

▼本件の事実関係

本件では、ブラウン管の供給者側と、ブラウン管の需要者側（ブラウン管テレビの供給者）とで、それぞれ、5グループが登場する。

供給者側：MT映像ディスプレイ、サムスンSDI、LGフィリップス、中華映管、タイCRT。
タイCRTを除き、親会社と東南アジア子会社が登場。

需要者側：オリオン電機、三洋電機、シャープ、日本ビクター、船井電機。

いずれも日本親会社と東南アジア子会社が登場。オリオンは特殊だが類似。

▼本件の手続の流れ

平成21年-22年 日本独禁法違反であるとして公取委が排除措置命令・課徴金納付命令
MT親会社・子会社、サムスン親会社、サムスン子会社、が争い、
3件の審判手続が開始。（なぜ3件となったかは略）

平成27年 公取委が3件の審決（命令を是認）

平成28年 東京高裁が3件の判決（審決を是認）

平成29年 最高裁がサムスン子会社の上告を受理して判決（審決を是認）

* 命令→審決→東京高裁→最高裁という独禁法の「審判制度」は廃止されており、現在は、命令→東京地裁→東京高裁→最高裁。本件は経過措置で旧手続。

* 最高裁がサムスン子会社の事件のみについて判決したのはテクニカルな理由に過ぎないと推測される。実質的には、上告不受理決定を受けたMT親会社・子会社やサムスン親会社にも当てはまる判断内容となっている。

「このような行為は日本独禁法に違反するといえるか」を考え、法的問題の国際的な広がり的一端を垣間見るとともに、国際法についても少し考える「よすが」とする。

（最高裁判決が最後に判示している課徴金の論点は省略する。）